

横浜市防災計画「風水害対策編」・「都市災害対策編」及び国民保護計画の修正等について

防災計画（「風水害対策編」・「都市災害対策編」）及び国民保護計画について、災害対策基本法等の法改正や国の指針等の改正、24年度の防災計画「震災対策編」の修正などを踏まえ、現在、それぞれの計画の修正に向けた検討を進めています。

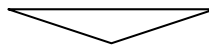
また、火山災害への対応について、国の検討会における提言が示され、本市においても富士山等で大規模な噴火が発生した場合、火山灰による影響が予測されていることから、火山災害対策を防災計画へ新たに位置付けるため、検討を進めています。

1 各計画の主な修正内容等

(1) 防災計画「風水害対策編」の修正

ア 水防法の改正に伴う浸水想定区域内における事業者等の浸水防止等の取組強化

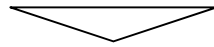
法改正の主な内容
① 浸水防止等の取組を実施する事業者等に大規模工場等を追加（申出があった場合のみ）
② 地下街等に対する浸水防止等の取組に係る義務事項の追加
③ 災害時要援護者施設、大規模工場等に対する努力義務事項の追加



修正概要			
① 区から洪水予報等を伝達する事業所に地下街、要援護者施設のほか、大規模工場等を追加			
② 浸水防止計画等の作成、訓練実施及び自衛水防組織の設置を事業者等の措置事項として追加			
	地下街	災害時要援護者施設	大規模工場等 (申し出のあった施設のみ)
事業所への措置の義務付け	義務	努力義務	努力義務
事業所の措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・<u>浸水防止計画の作成</u> ・訓練の実施 ・<u>自衛水防組織の設置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難確保計画の作成</u> ・訓練の実施 ・<u>自衛水防組織の設置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・<u>自衛水防組織の設置</u>
市の実施する措置	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達
※アンダーラインが今回追加されるもの			

イ 気象業務法の改正に伴う気象等に関する新たな「特別警報」の運用開始

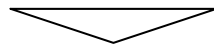
法改正の主な内容
① 50年に一度の大雨等が予想される時に発表する「特別警報」を新設
② 市町村に対する「特別警報」の周知の措置の義務化



修正概要
① 特別警報発表時における本市の配備体制を新たに規定
② 市町村に義務付けられた「市民への周知の措置の実施」を規定

ウ 災害対策基本法等の改正に伴う修正

法改正の主な内容
① 情報伝達・広報手段の多重化・多様化
② 状況に応じた適切な安全確保に関する措置の指示 など



修正概要
① 市民等への情報提供及び広報の手段として、ICT技術等を活用した手段を追加 (例：ソーシャルネットワーキングサービス (ツイッター等)、緊急速報メールなど)
② 「屋内での待避等の安全確保措置」の指示の発令を明確に規定 など

屋外(避難場所等)への避難指示等

避難準備情報
避難勧告
避難指示

➔

○既に浸水が始まっている
○夜間で足元が良く見えないなど
屋外に出るとかえって危険な場合

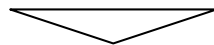
屋内での待避等の安全確保措置の指示<市長又は区長が発令>

- 自宅の安全な場所
- 近隣の2階以上の場所等

へ避難し、身の安全を確保

(2) 防災計画「風水害対策編」への火山災害対策の新設

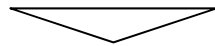
背景・主な課題等
① 国等が策定した富士山火山防災マップによると、本市域への降灰予測は、層厚 10cm 前後 (道路や線路への堆積による交通機関の運行停止や道路の通行止、上下水道施設における水質変化や管路のつまり、電柱等の漏電による停電、眼や喉の痛みなど健康への影響など)
② 国の検討の結果、市町村が実施すべきとされた火山灰の除去・処分について、その要領の検討及び処分場等の確保



計画に定める内容
① 噴火や降灰状況等を基準とした災害対策本部等の体制
② 道路、鉄道、上下水道等の円滑な復旧に向けた対策
③ 建物・施設等における降灰への対応 (所有者・管理者等が除灰を実施、など)
④ 火山灰の除去・収集・運搬・処分等の実施
⑤ 火山災害への備え等についての広報・啓発の実施
⑥ 関係事業者等との協定締結などの推進

(3) 防災計画「都市災害対策編」(放射性物質災害対策)の修正

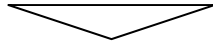
修正理由
① 国が新たに策定した「原子力災害対策指針」の反映
② 本市が実施した放射線対策本部での活動内容等の反映



修正概要
<p>① 屋内退避・避難等の防護措置実施の基準・要領等の変更</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>《現行》 屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量を実効線量[※]で判断</p> <p style="text-align: right;"><small>ミリシーベルト</small></p> <p>◆屋内退避：10～50m Sv</p> <p>◆避難：<small>ミリシーベルト</small> 50m Sv</p> <p><small>※実効線量：人体が放射線を受けたときの影響を考慮して算出する放射線量</small></p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>《修正案》 国等の緊急時モニタリングの結果などを踏まえた空間放射線量率[※]で判断</p> <p>◆避難(数時間以内)： <small>マイクロシーベルト</small> 500 μSv/h (0.5m Sv/h) (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</p> <p>◆一時移転(1週間を目途)： <small>マイクロシーベルト</small> 20 μSv/h (0.02m Sv/h)</p> <p><small>※空間放射線量率：空間に存在する放射線の単位時間あたりの量</small></p> <p><small>※1mSvは、1,000μSv</small></p> </div> </div>
<p>② 汚染スクリーニング及び除染要領等の見直し</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>《現行》 仮救護所において、スクリーニング及び除染を実施</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>《修正案》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事故の規模や国からの指示などを踏まえ実施 ◆主として、避難者を対象 ◆体表面汚染・甲状腺・物品スクリーニングを実施 ◆除染は、国の示す基準に基づき実施 </div> </div>
<p>③ 飲食物等の摂取制限を行う基準等の明確化</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <p>事故発生</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: 30%;"> <p>1日以内を目途に地域生産物の摂取を制限する区域を特定 (空間放射線量率 20 μSv/h 以上の区域)</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: 30%;"> <p>・数日以内に放射性物質検査を行う区域を特定 (空間放射線量率 0.5 μSv/h 以上の区域)</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; width: 30%;"> <p>・1週間を目途に放射性物質検査等を行い、基準を超える品目は摂取制限を実施</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"><small>※アンダーライン部分が今回追加するもの</small></p>
<p>④ 汚染地域の除染や被災者等への支援など、災害復旧対策(中長期的な対策)の充実</p> <p>⑤ 学校、公園、水道水、食品等の放射線量測定等の強化</p> <p>⑥ 「マイクロスポット」への対応 など</p>

(4) 国民保護計画の修正

「国民の保護に関する基本指針」の主な改正内容
<p>情報通信体制の確保</p> <p>国の警報等の伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net: エムネット)、全国瞬時警報システム (J-ALERT: Jアラート) が追加</p>



修正概要
警報等の情報伝達手段としてエムネット、Jアラートを計画に明記

※緊急情報ネットワークシステム (Em-Net : エムネット)

国と都道府県・市町村が、行政用専用回線で必要な情報を送受するシステムです。メッセージを迅速・確実に伝達することができます。

全国瞬時警報システム (J-ALERT: Jアラート)

弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、総務省消防庁から人工衛星を用いて瞬時に送信されるシステムです。

(5) 各計画への防災計画「震災対策編」の修正内容の反映

24年度、全面的な見直しを行った防災計画「震災対策編」の修正内容の反映も行います。

(自助・共助による防災力の強化促進、市災害対策本部の機能強化など)

2 今後のスケジュール

